

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成31年3月26日



1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は鹿児島県薩摩半島の最南端に位置し、東は南九州市、北は南九州市及び南さつま市、西は南さつま市に接し、南は東シナ海に面している。

本市の農林漁業の状況としては、黒潮の流れる東シナ海に面していることから特に漁業が盛んで、古くから日本一の「かつおのまち」として全国に知られているほか、本市が擁する全国に 13 港しかない特定第三種漁港である『枕崎港』は、平成 11 年 7 月に漁港単独では日本で初めて開港（貿易港）指定され、以来南の水産物流通拠点漁港として発展している。

また、農業については、耕種部門では茶、施設花き、甘藷の栽培、畜産部門では豚、肉用牛の飼育が盛んに行われている。

一方、本市の森林面積は 3,380ha（鹿児島県全体の 1%未満。）と非常に小さく、林業が盛んであるとはいえない状況であるが、全体のうち広葉樹が占める割合が大きいことから、生産量日本一を誇り、300 年以上に渡って受け継がれてきた『かつお節』製造に欠かすことができない薪を供給する役割を担っている。

しかし、農林漁業従事者の高齢化や担い手不足など、本市の農林漁業は厳しい状況にあり、森林の適切な経営管理が行えず、森林資源の活用に支障をきたしている。

以上のことから、近年、鹿児島県内及び近隣県で多くみられる、農山漁村再生可能エネルギー法の理念に基づき、再生可能エネルギー資源を農林漁業の活性化に結びつける取組によって、本市農林漁業の活性化及び循環型社会の構築を目指すこととする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	地積 (㎡)	備 考
A	枕崎市仁田浦町 173 番 1	宅地	488.19	木質バイオマス発電施設
	枕崎市仁田浦町 195 番 1	宅地	17832.75	
	枕崎市仁田浦町 195 番 2	宅地	7165.87	
	枕崎市仁田浦町 199 番 1	原野	304.00	
	枕崎市仁田浦町 199 番 3	原野	33.00	
		合計	25823.81	

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	木質バイオマス発電	1,990 kW	地域資源バイオマス発電設備

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	<p>設備整備者が、発電の燃料として主に地域に賦存する木質バイオマスを活用することで、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 地域の山林未利用材等を原料とした木質チップを長期的かつ安定的に購入することで、地域林業の活性化を図る。</p> <p>(2) (1)の取組にあたっては、本市産のものを積極的に活用し、本市の林業所得の向上及び森林整備の促進に貢献する。</p> <p>(3) 樹皮（バーク）を燃料として活用することで、木材のカスケード利用の促進を図る。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合については、年間を通じて8割以上を確保する。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、『枕崎市民の環境を守る条例（条例第14号）』に基づき、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土の適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、『枕崎市民の環境を守る条例（条例第14号）』に基づき、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、2020年度までに木質バイオマス発電設備を1,990kW導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査・確認し、目標が達成されない場合は是正の指導を行うものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了にあたっては、設備整備事業者の責任において発電設備の撤去及び土地の原状回復を行うことを原則とし、その時点における関係法令を遵守することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を醸成するため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 地域住民との良好な関係の構築

設備整備事業者と地域住民等との間に諸問題が発生した場合は、設備整備事業者は本市にその内容を報告するとともに、問題解決に向けた努力を行い、地域住民との良好な関係の構築に努めるものとする。

(4) 区域外の関係者との連携

本市、設備整備事業者及び枕崎市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会（仮称）構成員は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

〈基本計画〉別紙①

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域A



区域A